

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タンザニア国交通安全強化プロジェクト【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国交通安全強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2028年2月

上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年2月頃)

2) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 1 月 21 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 1 月 22 日 12時まで
3	質問への回答	2025年 1 月 27 日 12時まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 2 月 7 日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 2 月 19 日 まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン 2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タンザニア国交通安全強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00395）の受注者（株式会社ファルチザン）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ZenWWDNNsE>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達

部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）に

ついて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	<u>交通事故関連システムの改善と活用能力の向上に関わる提案</u>	第3条実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（6） <u>交通事故関連システムの改善と活用能力の向上について</u>
2	<u>本邦研修実施に関わる提案</u>	第3条実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（12） <u>本邦研修</u>

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月

・ RD 署名 : 2024 年 11 月 14 日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) タンザニア側実施体制と合同調整委員会（JCC）

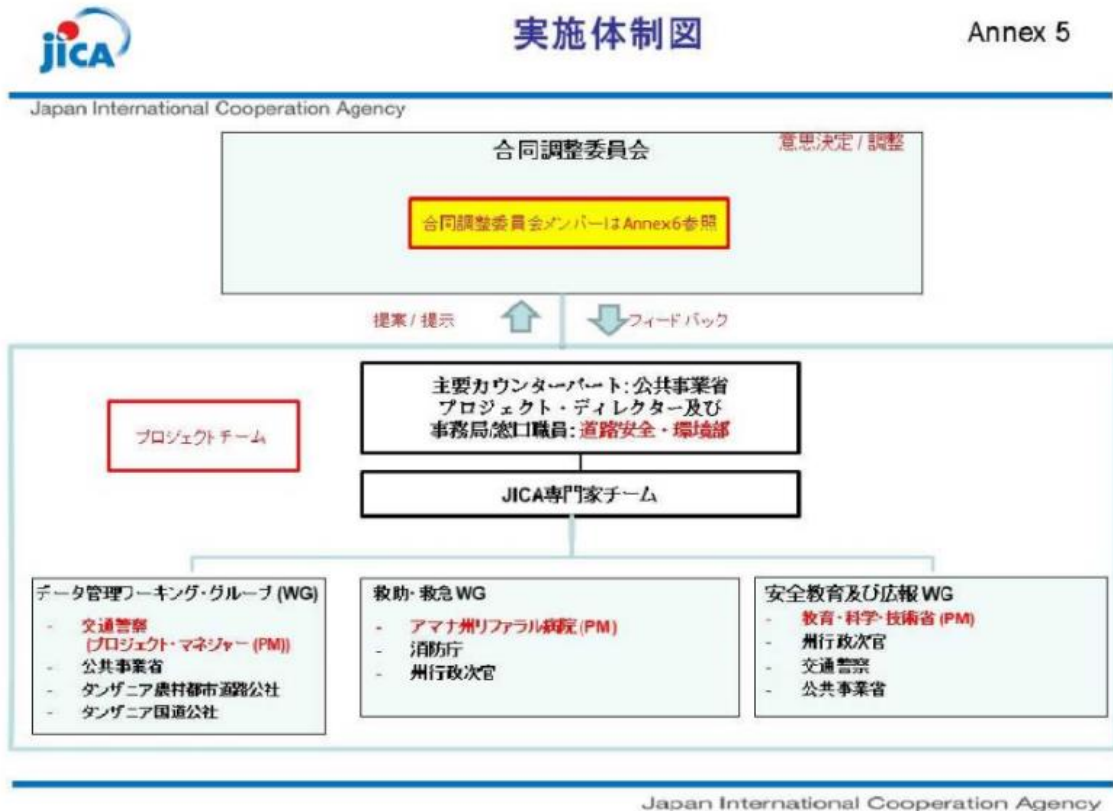
本プロジェクトは公共事業省（MoW）を主要 C/P として、プロジェクトディレクター及び事務局/窓口職員に MoW の道路安全・環境部の職員が配される。また、プロジェクトを全般的に管理するために、MoW 事務次官（Permanent Secretary）を議長として、少なくとも年 2 回もしくは必要なときに合同調整委員会（JCC）を開催することとする。

プロジェクトデザインマトリックス（Project Design Matrix。以下、「PDM」）及び 活動計画（Plan of Operation。以下、「PO」）の初版を承認するため、第 2 回の JCC はプロジェクト開始後 6 カ月以内に開催される。JCC の傘下には、R/D Annex 3 の PDM に示した 3 つの成果ごとに作業部会（Working Group。以下、「WG」）が設置され、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。

成果 1 に関わるデータ管理 WG は、プロジェクトマネージャーを輩出する交通警察を取りまとめ担当機関として、MoW、タンザニア国道公社

（TANROADS）、タンザニア農村都市道路公社（TARURA）の職員をメンバーとして構成される。成果 2 に関わる救助・救急 WG には、プロジェクトマネージャーを輩出する州リファラル病院（アマナ）（ARRH）を取りまとめ担当機関として、消防庁（FRF）とダルエスサラーム州行政局（RAS-DSM）の職員をメンバーとして構成される。成果 3 に関わる安全教育の WG は、プロジェクトマネージャーを輩出する教育・科学・技術省（MoEST）を取りまとめ担当機関として、RAS-DSM、交通警察、MoW の職員をメンバーとして構成される。なお、JCC、WG 及び関係協力機関等の体制は下図の通り。

関係機関が多岐に渡ることより意思統一が難しい状況にあるなかで、関係機関間の連携に特に留意し、本プロジェクトの活動を進めていくこと。



(2) 実施機関のオーナーシップの確保

本プロジェクトの主実施機関である MoW をはじめとして ARRH や MoEST については交通安全推進に向けて高い意識を有しており、知識についても一定程度あることが見受けられる。そのため、受注者は、タンザニア側 C/P との共同作業を基本として、C/P の意見を尊重し、業務の方針や実施プロセスについて決定していくこと。

(3) プロジェクトの実施場所について

本プロジェクトの実施場所はダルエスサラーム州であるが、中央政府関連機関の位置する場所は首都であるドドマである。また、執務スペースに関して、名目上はドドマの執務スペース (MoW 新庁舎内) をメインとすることでタンザニアと合意しているが、実際はドドマとダルエスサラーム州内の 2 か所に設置される予定であり、ダルエスサラーム州内の執務スペースも確保される予定である (ARRH 敷地内)。

ドドマを中心に活動することとしては、JCC の開催、その他の定期的な情報共有、成果 1 の交通事故データベースの整備に係る業務が想定される。他方、ダ

ルエスサラーム州を中心に活動をすることとしては、成果 2 の救助・救急サービスの向上や成果 3 の交通安全教育に係る作業が見込まれている。

なお、ドドマとダルエスサラーム州は約 450Km 離れているため飛行機の所要時間のみで 1 時間 10 分かかる。プロジェクト関係者間のコミュニケーションの確保には十分留意のうえ、オンライン会議などを利用することでプロジェクト関係者の移動が最小限となるよう配慮すること。

(4) 日本側プロジェクト実施体制（JICA 長期専門家との連携）

本プロジェクトにおいて、概ねプロジェクト開始 1 年後（2026 年 4 月）を目途に JICA 長期専門家（交通安全教育）がダルエスサラーム州に 2 年間派遣される予定である。また、赴任前のプロジェクト開始後 1 年間については、複数回短期派遣される予定である。特に JICA 長期専門家が関わる活動は成果 3 に係る活動であり、成果 1 と成果 2 に係る活動については受注者が主体的に業務を行うこととする。しかし、JICA 長期専門家は必要に応じて成果 1 や成果を含むすべての活動の支援を行うこととする。

成果 3 における JICA 長期専門家と受注者の業務分掌については表 1 の通り。うち、◎の業務については、JICA 長期専門家が主担当としてその活動の実施を行うことを想定している。○の業務については、JICA 長期専門家が主担当として活動を行わないものの、活動の支援をすることを想定している。現時点の想定として、学校における交通安全教育のプログラムとその開発は主に受注者が担い、その試験的活動および指導者の育成等については主に JICA 長期専門家が担うこととしている。現地業務においては、受注者と JICA 長期専門家との間で日常的にコミュニケーションを十分に取り、また定例の現地ミーティングの実施等によって、活動実施状況や進捗に応じた業務の進め方を確認および議論しつつ、業務を実施すること。

また、報告書提出作業について、Monitoring Sheet ver.3~6 は JICA 長期専門家が主に報告することとするが、そのほかの報告書に関しては、受注者が主導して提出すること。なお、報告書の作成に当たっては、適宜連携して行うこと。

表 1：JICA 長期専門家との業務分掌

本プロジェクトの活動	JICA 長期専門家	受注者
成果 3：学校における交通安全教育（行動習慣）を中心とする包括的施策の実施能力が向上する。		
活動 3.1：選定されたパイロット校とその周辺地域を対象に、包括的	○	◎

な交通安全教育 プログラムとその教材を開発する。		
活動 3.2 : 実施体制を確立し、各関係者の活動計画を策定し、トレーナーの研修を行う。	◎	◎
活動 3.3 : 試験的活動を実施し、プログラムの効果を評価する。	◎	○
活動 3.4 : ダルエスサラーム州を対象とした学校教育プログラムおよびコミュニティ活動のためのワークショップを実施する。	◎	○

(5) 円借款事業と本プロジェクトの関係

本プロジェクトは円借款附帯プロジェクトであり、以下の円借款事業の附帯プロジェクトとして位置づけられている。そのため、対象円借款事業との連携について留意すること。

- 「ダルエスサラーム市内交差点改良事業」 (協力準備調査)

(6) 交通事故関連システムの改善と活用能力の向上について

交通警察が所管する道路事故管理情報システム (RAMIS) を MoW が所管する交通事故情報システム (RAIS) とインターフェースで連携させることで交通事故に関連するシステムを一元化し、改善すること、さらに、そのシステムを効果的に運用できるよう関連機関の能力を開発することが狙いである。また、その他の交通事故に関わるデータとして、保険省 (MoH) の持つ交通事故データと運輸省 (MoT) の持つ車両関連データがあることが把握されている。システムの改善に当たっては、交通警察や MoW など既存システムを利用している C/P と相談の上、要件を定義していくことが必要であることに加え、MoH や MoT からのデータインプットやデータ利活用も勘案事項に含める。上記を踏まえ、システムの連携・一元化を図る具体的なプロセスについて提案すること。また、システムを効率的に運用できるよう能力開発をするため、インプットする交通事故データの質の向上を見込んだ交通警察官を対象とした交通事故捜査の研修、MoW やそのほか当該の交通事故データの収集やデータ分析などシステムの運用に関わる関連機関を対象とした研修の内容や頻度を提案すること。

(7) プレホスピタルケアの運営管理能力向上について

救助・救急サービスをめぐっては、交通事故後の被害者の救命率の向上を目的に、交

通事故発生後から被害者が病院に搬送されるまでのプレホスピタルケアに焦点を当てた関係機関の運営管理能力の向上を狙いとする。既存の救急医療システムのレビュー、効率化するうえでのギャップの特定、救急医療システムの改善に関して活動する。なお、ダルエスサラーム州のプレホスピタルケアに関わる団体として、FRF や医療機関に加えて、ダルエスサラーム多機関緊急対応チーム（DarMAERT）が存在することに留意し、DarMAERT の機能にも着目したうえで、本プロジェクトにて包括的にプレホスピタルケアの運営管理能力向上を目指す。

また、PDM の活動 2-3 と活動 2-4 に関して、現状本プロジェクトで必要な専門家リソースの確保可能かが不透明な状況であるため、本業務開始後に追加的な専門家の人選・派遣を行うことを想定している。これに当たっては、JICA と適宜相談・連携のうえ、検討していくこととする。

病院到着後の医療行為の能力向上に対する取組みについては、本プロジェクトの対象外とする。

（８）学校における交通安全教育プログラムの確立について

交通ルール啓発の対象者として、小学校の生徒を対象とした交通安全啓発のプログラムとその教材の開発を行うこと、また、その指導者の能力開発を図ることが狙いである。パイロット校選定については、既存のタンザニアの学校教育の体制、C/P の意向を十分に考慮し、JICA 及び JICA 長期専門家とも連携したうえで行うこととする。

なお、学校での交通安全教育に関しては、これまで MoW の前身である公共事業・運輸・通信省（MoWTC）や交通警察などが中心となり、不定期に交通ルールや安全な道路の横断についての教育などを企画している。そのため、既存の活動との連携について考慮すること。

活動に当たっては、イベントやキャンペーンといった一過性のものではなく、学校教育プログラムの一環としての持続的な実施体系の構築を図るものであること。また、持続的な交通安全の学校教育プログラムの確立を目指して、指導者の育成に関してどの組織の誰を対象にどのような取り組みをするかについて決定していく。

（９）Ten Step Plan for Safer Road Infrastructure プロジェクトとの連携について

タンザニアでは、国連交通安全協力（United Nations Road Safety Collaboration。以下、「UNRSC」）が Ten Step Plan for Safer Road Infrastructure プロジェクトを行っていた。速度制限の徹底、飲酒運転に対する罰則の強化、ヘルメット着用義務の徹底、歩行者保護、子供たちの安全（学校周辺の安全対策、学校での交通安全の充実）、高齢ドライバーの安全対策、緊急医療体制の整備、データに基づいた対策、関連機関の連携強化、そして交通安全に関する啓発活動の強化などの対策が進められていると報告されている。受注者は、交通事故関連システムの改善と活用能力の

向上、プレホスピタルケアの運営管理能力向上、学校における交通安全教育プログラムの確立の各活動に関わる部分において、特に、UNRSCの既往プロジェクトの内容と成果を確認し、本プロジェクトに活用可能と判断するものについては、当該プロジェクトの成果を最大限活用すること。

(10) 国際自動車連盟財団 (FIA Foundation) との連携について

JICAは、FIA Foundationからのオファーにより、同機関とタンザニアにおける道路交通安全分野での連携を図ろうとしている。FIA Foundationは、世界各国の自動車団体により構成される非営利の国際機関。ベトナム、タイ、タンザニア、ケニアなどで交通安全に関する能力向上プログラムを実施しており、タンザニアでは世界銀行ファイナンスとの協同のもと歩道とサイクリストの分離道の整備などを行っている。具体的な連携内容はまだ決まっていないものの、特に、交通安全に関するルールの啓発、交通安全教育において重なる活動を行うことが予想される。具体的な連携に関するFIA Foundationとの協議についてはJICAが主体的に実施するが、受注者はJICAからの要望に基づいて必要な協力を行うこと。

(11) ザンジバル地域への配慮について

タンザニアはタンガニーカ（本土・大陸側）とザンジバル（島嶼）が合邦してできた連合共和国である。現在もザンジバル地域には一定の自治権が認められているが、両地域を一国として統治するタンザニア政府として、特に政府事業は両地域に資することが期待されることを受け、本プロジェクトがもたらし得る成果についてザンジバル地域への展開が期待されている。本プロジェクトでは、ダルエスサラーム州におけるプロジェクトとすることでタンザニア政府と同意しているが、プロジェクトの成果はザンジバル地域などのタンザニアの他地域においてもものに横展開し得ることができるよう留意すること。

(12) 本邦研修

本プロジェクトでは、日本の交通安全に関する活動・経験・教訓を学び、タンザニアへの将来的な交通安全を目指すに当たってのビジョンの共有・まちのあるべき姿を体感する機会とすることが期待される。3回の研修でプロジェクトの効果を最大化するために、本プロジェクト中のどのタイミングでタンザニアにおけるどのような役職や役割の人に本邦研修に参加もらうのか、どのような目的・内容で研修を行うのか提案すること。

(13) 交通安全の啓発活動

本プロジェクトでは、交通安全の啓発に関わる活動としてはPDMの活動3の学校教育を主としており、一般的な交通安全キャンペーンについては、C/Pの意向や本プロジェクト中の啓発活動の要否の確認などを通して行うこととする。その活動内容については、派遣予定のJICA長期専門家が準備することを想定しているが、受注者

は JICA からの要望も踏まえて準備および実施について協力すること。

(14) ワークショップについて

ワークショップの5回分については、交通安全のプロジェクト成果を効果的にするためのワークショップを企画・開催することを想定している。具体的な内容においては JICA との相談の上、決定する。

(15) 課題別支援委員会

JICA の交通安全分野に関する意見交換の場として、大学教授などの交通安全に関わる専門家と JICA によって構成される課題別支援委員会がある。本プロジェクトについても本委員会に所属する専門家との連携を図ることが期待されるほか、受注者は課題別支援委員会において、JICA からの要望により、本プロジェクトの進捗具合や成果についての報告に協力すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① **成果 1：交通事故データベースを構築し、交通安全関係省庁の分析能力を向上させる活動。**

活動 1-1：交通事故データベース（MoW の RAIS 及び交通警察の交通事故管理システム（RAMIS））をレビューする。

RAMIS と RAIS の構造・特徴について整理し、インプット・アウトプットデータや運用面のレビューを行う。関係機関とどの部分を更新または改善する必要があるのか協議したうえで、RAMIS を更新し RAIS とのインターフェース・プログラムを開発するための前準備をする。

活動 1-2：交通警察官の交通事故調査能力を向上させるための研修を実施する。

交通警察官の交通事故発生から交通事故調査データのシステムへのインプットデータ及び作業の質の向上までを基本として、その他、交通事故データベースの構築・運用に関わる交通警察官の交通事故調査能力の向上に関わる作業の研修を実施する。

活動 1-3：RAMIS を更新し、RAIS とのインターフェース・プログラムを開

発し、保健省（MoH）および必要に応じて運輸省（MoT）等のデータとの連携メカニズムを確立する。

活動 1-1 の結果と MoH や MoT のデータの確認結果に沿って、RAMIS を更新し RAIS とのインターフェース・プログラムを開発する。異なる省庁間のデータ連携に関する要件（データ形式、データフロー、頻度、アクセス権限、メンテナンス権限など）を整理し、異なる省庁のニーズを満たした一元化した交通事故データベースの構築を目指す。

活動 1-4：MoW、交通警察および関連機関に対し、交通事故のブラックスポットを統計的・ミクロ的に分析するための交通事故データ分析能力に関する研修を実施する。

交通事故のブラックスポットを定義し、その定義に沿った交通事故のブラックスポットを統計的・ミクロ的に分析することができる職員を養成する。

② 成果 2：交通事故被害者に対する救助・救急サービスを改善する活動。

活動 2-1：ダルエスサラームの現在の救助・救急サービス（プレホスピタルケア（ダルエスサラーム多機関緊急対応チーム（DarMAERT）を含む））における既存のギャップを見直し、特定する。

交通事故発生から病院到着までの対応時間や救助・救急サービスの関係機関間の情報や対応の連携など、現状の救助・救急サービスの問題点を把握し、現状の問題点を改善するための情報を収集する。

活動 2-2：ダルエスサラームのプレホスピタルケアの効率を改善するための計画と戦略を策定する。

活動 2-2 において把握した問題点を踏まえて、目標や優先順位を整理し、理想的な救助・救急サービスの運営システムを構築するための計画と戦略を関係機関と協議のうえ、策定する。

活動 2-3：データに基づき、救助・救急サービスの運営管理システムを改善する。

活動 2-4：限られた資源を有効に活用するための短期的方策を検討し、試験的活動（プレホスピタルケアを含む）を実施・評価する。

活動 2-1 にて収集した情報と活動 2-2 で協議した内容を踏まえて救助・救急サービスの運営管理体制を改善する。なお、現状本プロジェクトで必要な専門家リソースの確保可能かが不透明な状況であるため、本業務開始後に追加的な専門家の人選・派遣を行うことを想定している。これに当たっては、JICA と適宜相談・連携のうえ、検討していくこととする。

③ 成果 3：学校における交通安全教育（行動習慣）を中心とする包括的施策の実施能力の向上を目指す活動。

活動 3-1：選定されたパイロット校とその周辺地域を対象に、包括的な交通安全教育プログラムとその教材を開発する。

既存の交通安全教育プログラムを確認しつつ、タンザニアの学校体制や現実の生活環境及びニーズに沿い、対象年齢に適した交通安全教育のプログラムの設計と教材の開発をする。

活動 3-2：実施体制を確立し、各関係者の活動計画を策定し、トレーナーの研修を行う。

教育プログラムの実施体制の確立を図るため、C/P とともに関係機関の役割や責任、コミュニケーション体制を明確にしつつ、活動計画を策定し、交通安全教育プログラムをタンザニアにて持続的に行えるよう、その指導を担う指導者の選定及び育成をする。

活動 3-3：試験的活動を実施し、プログラムの効果を評価する。

活動 3-1 と 3-2 の成果を踏まえて、選定されたパイロット校にて、本プロジェクトにて確立した交通安全教育プロジェクトを試験的に実施する。実施内容、教材、実施のやり方、関係者の反応などを以て交通安全教育プログラム自体の評価をする。

活動 3-4：ダルエスサラーム全域を対象とした学校教育プログラムおよびコミュニティ活動のためのワークショップを実施する。

活動 3-1 と活動 3-2 と活動 3-3 は、学校教育を対象とした活動であったが、本プロジェクトの広報を通すなどして、保護者やそのほかの道路環境に関わる市民に対して交通安全啓発を行う。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 3 回
対象者	準高級研修員（第 1 回）・一般研修員
参加者数	約 10 名/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約締結後約 1 ヶ月後	英語	電子データ	-

ベースライン調査報告書	事業開始後 6 か月以内	英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 1	契約締結後 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (1)	2026 年 2 月	日本語 英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1 提出後 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (2)	2027 年 2 月	日本語 英語	電子データ	-
プロジェクト事業完了報告書 (PC/R)	2028 年 2 月まで (PC/R 案は最終 JCC 開催の 1 ヶ月前を目途として提出すること。可能であれば業務完了の 3 ヶ月程度前を目途として提出するのが望ましい。) 契約履行期限末日	日本語 英語	電子データ製本/CD-R	10 部 3 枚

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)

- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) プロジェクトで作成したマニュアルやハンドブックなど
- (2) 交通安全教育に関する教材一式

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	交通事故データベース構築	交通事故データベース構築に関わる費用	1回	定額計上
2	エンドライン調査		1回	本見積

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：タンザニア連合共和国（タンザニア）

案件名：交通安全強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

Project for Road Safety Strengthening

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

タンザニアにおいては、近年、人口増加とともに経済活動が活性化し、急速な自動車台数の増加に伴う交通渋滞が悪化、特に経済の中心地であるダルエスサラーム州（人口 540 万人（2022 年））では、毎年車両登録台数が約 210,000～220,000 台の規模で増加しており、交通事故が多発している。世界保健機関（WHO）によると、タンザニアでは、人口 10 万人当たりで 27.4 人に相当する年約 18,000 人（2022 年）が交通事故で死亡している（世界人口 10 万人当たり 15.0 人/日本 2.8 人）。また、WHO は世界的に若年層（5 歳～29 歳）の最も大きな死因は交通事故による負傷であるとしており、タンザニアでも同様の状況である。かかる状況下、タンザニア政府は国家開発計画である「第 3 次 5 か年国家開発計画（2021 年～2026 年）」において、都市部の交通混雑緩和を含む運輸インフラ開発を重点課題の一つとしつつ、交通安全の強化について省庁横断的に取り組むべき課題としている。

JICA は、東アフリカ共同体（EAC）広域インフラアドバイザーが中心となり、アフリカ域内における交通安全対策への課題に対応するため、EAC 加盟国のうち 6 か国を対象とした「東アフリカにおける交通安全にかかる情報収集確認調査」（2020 年）を実施した。本調査ではタンザニアにおいて、緊急医療体制の確立（①）に課題があることが示された。その後、タンザニアを対象とした「ダルエスサラームにおける交通安全データと管理にかかる情報収集確認調査」（2022 年）を実施したところ、道路ユーザーの交通安全にかかる認知能力強化（②）、既存交通事故情報システム（RAIS）の機能向上（③）、事故データ収集・分析能力強化（④）、関係機関の協力体制強化（⑤）、道路状況の向上（⑥）に課題があることが報告されている。これら調査結果に基づき、タンザニア政府から日本政府に対して「交通安全強化プロジェクト」の要請があった。

(2) 運輸交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ、課題別事業戦略における本プロジェクトの位置づけ

本プロジェクトは、我が国の対タンザニア連合共和国国別開発協力方針（2017 年

9月)の重点分野のひとつである「経済・社会開発を支えるインフラ開発」に位置付けられている。JICA 国別分析ペーパー(2018年3月)においても、運輸交通分野は JICA が取り組むべき主要開発課題・セクターに位置づけられている。また、本プロジェクトは道路インフラ整備 JICA グローバル・アジェンダ(運輸交通)が目指す「すべての人・モノが安全かつ自由に移動できる世界」及び道路交通安全クラスターの最終目標「JICA が協力する主な対象国において道路交通事故死者数を限りなくゼロに近づける」にも貢献する。さらに、SDGs ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」及びゴール11「包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に寄与する。よって、本案件を支援する妥当性は極めて高いといえる。

(3) 他の援助機関の対応

タンザニアでは、国連交通安全基金(UNRSF)、世界交通安全基金(GRSF)の資金援助により、すべての道路ユーザーを対象に、高い交通事故死傷者数を減らすことを目的として、組織の能力を構築する Ten Step Pilot Project (2020-2022)²が実施された。また、世界銀行はダルエスサラーム州においてバス高速輸送システム(BRT)建設や主要道路の敷設・修復を数多く援助しており、RAIS の開発支援や関連する研修の提供も行う等、タンザニアの交通安全・道路交通セクターにおける主要な援助機関である。これらに加え、本プロジェクトの成果2(緊急医療対応)に絡んで、世界銀行はダルエスサラーム多機関緊急対応チーム(DarMAERT)の能力強化でも中心的役割を果たしている。

(4) 附帯する円借款/海外投融資事業との関係性

交通安全分野においては一般的に「4つのE(交通工学:Engineering、交通安全教育:Education、交通取締り:Enforcement、緊急対応:Emergency)」の向上を取る。このうち道路状況の向上(⑥)は歩行者と車両の安全性が考慮された道路、交差点、信号機等の設計など、道路設計時に考慮すべき「交通工学:Engineering」の項目であり、現在「アルーシャ-ホリリ間道路改修事業」(2022年度承諾)、「ダルエスサラーム市内交差点改良事業」(協力準備調査)等による道路建設事業の詳細設計含むエンジニアリングサービスの中で支援を予定している。本プロジェクトにおいては、他の3つのE(交通安全教育:Education、交通取締り:Enforcement、緊急対応:Emergency)の能力向上にかかる活動(上記①~⑤)を実施することによって、上記円借款事業との相乗効果により交通安全指標の向上が期待され、円借款事業の効果増大に寄与する。

3. 事業概要

(1) 事業目的

² 速度制限の徹底、飲酒運転に対する罰則の強化、ヘルメット着用義務の徹底、歩行者保護、子供たちの安全(学校周辺の安全対策、学校での交通安全の充実)、高齢ドライバーの安全対策、緊急医療体制の整備、データに基づいて対策、関連機関の連携強化、そして交通安全に関する啓発活動の強化などの対策が進められている。公共事業省及び道路関係機関が支援対象。

本プロジェクトは、ダルエスサラーム州において、タンザニア政府により開発された RAIS の改善と事故分析能力の強化、救助・救急対応のガイドライン作成および施設・設備の整備計画の策定、交通安全教育方法の開発を行うことにより、ダルエスサラーム州における道路交通安全対策にかかる基本的な能力強化を図り、もってタンザニアの複数の地域において包括的な道路交通安全対策が実施されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ダルエスサラーム州

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業省（MoW）、内務省交通警察、タンザニア道路公団（TANROADS）、タンザニア農村都市道路公社（TARURA）、州リファラル病院（アマナ）³、消防庁（FRF）、ダルエスサラーム州地方行政局（RAS-DSM）、教育・科学・技術省（MoEST）

最終受益者：ダルエスサラーム州民

(4) 総事業費（日本側）：約 3.99 億円

(5) 事業実施期間：

2025 年 4 月～2028 年 2 月を予定（計 35 カ月）

(6) 事業実施体制

公共事業省の安全環境部長がプロジェクトディレクターとなり、プロジェクト全体を統括するのに加え、成果ごとにプロジェクトマネージャーとワーキンググループ（WG）を配置する。WG1 は交通警察、WG2 は州リファラル病院（アマナ）、WG3 は教育・科学・技術省がリードすることとなり、プロジェクトマネージャーはこれら機関より選任する。なお、円借款「アルーシャ-ホリリ間道路改修事業」、協力準備調査中の円借款「ダルエスサラーム市内交差点改良事業」の実施機関である TANROADS は、上記 WG1 に参加しており、連携して交通安全対策に当たる予定。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

1. 長期専門家（交通安全教育）：24 人月

2. 短期専門家：50 人月

³ 州リファラル病院とは第二次医療施設である地域中核病院のことを指す。ダルエスサラーム州内には、アマナとムワナンヤマーラの2つの州リファラル病院が立地する。

- 1) 交通安全計画／組織
- 2) 交通事故データベース／データ分析
- 3) 交通事故捜査
- 4) 救助・緊急対応（プレホスピタルケア）
- 5) 交通安全プログラム開発

- ② 研修員受け入れ：本邦研修（日本における交通安全施策）
- ③ 機材供与：なし

2) タンザニア側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

- ① 円借款「アルーシャ-ホリリ間道路改修事業」（L/A 調印日 2022 年 2 月 4 日、承諾金額：24,310 百万円）
- ② 円借款「ダルエスサラーム市内交差点改良事業」（協力準備調査中）

2) 他の開発協力機関等の援助活動：

上述の国連交通基金等による Ten Step Pilot Project では、より安全な道路を目指して道路設計の国家基準を策定したり、道路設計や評価の能力を強化したりする等、十個のステップによるアプローチにより「交通工学：Engineering」の項目を強化した。よって、本事業においては「交通工学：Engineering」以外の 3 つの E（交通安全教育：Education、交通取締り：Enforcement、緊急対応：Emergency）の能力向上にかかる活動を実施することにより、当該プロジェクトの成果と教訓を踏まえ、タンザニアの交通安全の実現に寄与することが期待される。また、世界銀行（WB）、GRSF、UK Aid Direct が救急対応についての計画を策定（2020）し、その計画に基づいて DarMAERT を再編・強化しているが、実態として機能していないことが判明している。本事業において当該計画のレビューを行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：

【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や

女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、プロジェクト内で行う能力開発はジェンダーバランスに留意し、交通事故関連の統計についてジェンダーによる有意差があるかを調べていく予定。

(10) その他特記事項

特に無し。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：タンザニアの複数の地域において、包括的な道路交通安全対策が実施される。

指標：

- 1) xx^4 の地域において、公共事業省の安全環境部および地域交通警察の xx 名の分析能力が向上する。
- 2) 学校や地域において包括的な交通安全対策を実施するのに必要なコーディネーション能力をもつ職員が xx 人養成される。
- 3) 効率的な救助および緊急サービスのための計画と戦略が、 xx の地域で策定される。

(2) プロジェクト目標：ダルエスサラーム州において道路交通安全対策にかかる基本的な能力が向上する。

指標：

- 1) 交通事故データベースが改善される。
- 2) 公共事業省の安全環境部および地域交通警察の職員 xx 名の事故分析能力が向上する。
- 3) 効率的な救助・救急サービスの計画と戦略が策定される。
- 4) 学校や地域において包括的な交通安全対策を実施するのに必要なコーディネーション能力をもつ職員が少なくとも xx 人養成される。

(3) 成果

成果 1：交通事故データベースを構築し、交通安全関係省庁の分析能力を向上させる。

成果 2：交通事故被害者に対する救助・救急サービスが改善される。

成果 3：学校における交通安全教育（行動習慣）を中心とする包括的施策の実施能力が向上する。

(4) 主な活動

1-1：交通事故データベース（MoW の RAIS 及び交通警察の交通事故管理システム (RAMIS)）をレビューする。

1-2：交通警察官の交通事故調査能力を向上させるための研修を実施する。

1-3：RAMIS を更新し、RAIS とのインターフェース・プログラムを開発し、保健省（MoH）および必要に応じて運輸省（MoT）等のデータとの連携メカニズムを確立する。

⁴ 各指標の目標値（XX）は、プロジェクト開始後に具体的な数値を設定し、合同調整委員会（JCC）にて承認を得る予定である。以下同様。

1-4：MoW、交通警察および関連機関に対し、交通事故のブラックスポットを統計的・ミクロ的に分析するための交通事故データ分析能力に関する研修を実施する。

2-1：ダルエスサラーム州の現在の救助・救急サービス（プレホスピタルケア（ダルエスサラーム多機関緊急対応チーム（DarMAERT）を含む））における既存のギャップを見直し、特定する。

2-2：ダルエスサラーム州のプレホスピタルケアの効率を改善するための計画と戦略を策定する。

2-3：データに基づき、救助・救急サービスの運営管理システムを改善する。

2-4：限られた資源を有効に活用するための短期的方策を検討し、試験的活動（プレホスピタルケアを含む）を実施・評価する。

3-1：選定されたパイロット校とその周辺地域を対象に、包括的な交通安全教育プログラムとその教材を開発する。

3-2：実施体制を確立し、各関係者の活動計画を策定し、トレーナーの研修を行う。

3-3：試験的活動を実施し、プログラムの効果を評価する。

3-4：ダルエスサラーム州全域を対象とした学校教育プログラムおよびコミュニティ活動のためのワークショップを実施する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

なし

（2）外部条件

交通事故情報システム（RAIS）の改善にあたり、交通警察等関連機関からの協力を得られること。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

（1）過去の類似案件の教訓

タイにおける技術協力プロジェクト「タイ王国 外傷センタープロジェクト」終了時評価報告書（2005年3月）の教訓によると、交通事故予防活動のネットワークを強化するには、横断的な交通安全委員会を設立することが不可欠であると述べられている。

また、ベトナムにおける技術協力プロジェクト「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」の事後評価報告書（評価年度2012年）では、交通安全対策の経験が浅い国・地域における支援では、交通安全分野に関する基本概念である「3つのE」（交通工学：Engineering、交通安全教育：Education、交通取締り：Enforcement）に関して交通安全関連行政官及び市民に根付かせることから始め、その成果を踏まえ、必要に応じて個別のEに対して支援を行う方法が効果的であり、また、その際には、座学（短期研修）と実地（パイロット事業）の双方を活動の中に取り入れていくことが重要であると述べられている。

（2）本事業への適用

タンザニアでは、公共事業省及び運輸省（各省傘下機関を含む）、交通警察、民間組織等交通安全に関係する機関・組織が多数存在している。本事業では、関係者間での合意プロセスに留意してプロジェクト運営を行うとともに連携の強化及び円滑化を図るために、合同調整委員会もしくはそれに準ずる調整の場において各関係機関・組織を構成員とすることを、C/P 機関の意向も確認しつつ検討する。

また、本事業においても座学と実地（パイロット事業および国別研修）双方を通して交通安全能力向上に資する活動を展開していく。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

交通安全教育

<派遣の目的>

本プロジェクトの専門家の一員として、受注者と協力して、ダルエスサラーム州の学校における交通安全教育（行動習慣）を中心とする包括的施策の実施能力の向上に向け、C/Pとも協働しつつ、ダルエスサラームにおける交通安全教育の持続的な体制構築の確立を支援する。プロジェクトで期待される成果は下欄のとおりであるが、特に本専門家には、JICA本部で交通安全に関わる技術協力プロジェクトや交通安全課題別研修の監理してきた経験を活かして、発注者側であるMoESTや交通警察などとの協働をしつつ、ダルエスサラーム州内の学校教育における交通安全教育プログラムの実施体制の確立に貢献することが期待されている。

<活動内容>

- ・PDM「活動3-2：実施体制を確立し、各関係者の活動計画を策定し、トレーナーの研修を行う」のうち、トレーナーの研修を主に担当する。受注者及びC/Pとともに、交通安全教育における関係機関の役割や責任、コミュニケーション体制の整理、また、活動計画の策定に関する検討をする。
- ・PDM「活動3-2：実施体制を確立し、各関係者の活動計画を策定し、トレーナーの研修を行う」に関して、受注者及びC/Pとともに、指導者の選定及び育成をする。
- ・PDM「活動3-3：試験的活動を実施し、プログラムの効果を評価する。」に関して、選定されたパイロット校にて本プロジェクトにて確立した交通安全教育プロジェクトを試験的に実施する。実施内容、教材、実施のやり方、関係者の反応などを以て交通安全教育プログラム自体の評価をする。
- ・PDM「活動3-4：ダルエスサラーム全域を対象とした学校教育プログラムおよびコミュニティ活動のためのワークショップを実施する。」に関して、本プロジェクトの広報を通すなどして、保護者やそのほかの道路環境に関わる市民に対して交通安全啓発を行う。
- ・本邦研修での訪問先について、受注者やJICA本部担当者に助言する。

- ・その他、本プロジェクトに関わる関連機関からの要望に対応する。

<期待される成果>

- ・ダルエスサラーム州において道路交通安全対策にかかる基本的な能力が向上する。
- ・学校における交通安全教育（行動習慣）を中心とする包括的施策の実施能力が向上する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：交通安全に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タンザニア国及び全世界地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年4月より業務を開始し、2028年2月の終了を予定しています（約35か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 47人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月5.85を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 全38回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通事故データベース構築
- エンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトのR/D
- 詳細計画策定調査報告書
- 東アフリカにおける交通安全にかかる情報収集確認調査（2020）

2) 公開資料

JICA グローバルアジェンダ運輸交通 「交通安全」 クラスター

https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/_icsFiles/afieldfile/2024/04/23/cluster240423.pdf

- ダルエスサラームにおける交通安全データと管理にかかる情報収集確認調査（2022）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄スワヒリ語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

249,867,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（31,822,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通事故データベース構築	「第2章 特記仕様書（案）第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（6）」	10,500,000円	再委託費	
2	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書（案）第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に	21,322,000円	研修実施経費（3回） （事前業務；1回 当り3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認	本邦研修

		係る実施方針及び留意事項（12）		めない）、及び同行（現時点では3号3人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 4,796,700円）	
--	--	------------------	--	--	--

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)